



等価取引説と不等価取引説（丹波康太郎博士追悼号）

武田， 隆二

(Citation)

国民経済雑誌, 122(2):82-98

(Issue Date)

1970-08

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00171338>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00171338>



等価取引説と不等価取引説

武 田 隆 二

資本金計の領域において、丹波康太郎先生の果たされた貢献は、あの香り高い名著「資本金計」のなかにうかがうことができます。資本金計の領域がわが国で注目され、多くの論議をかもし出しながらも未定着の状態にあったあの当時、先生は精緻な思考をもって、この分野を体系づけられたのでした。先生がこのご高書の執筆にとりかかっておられた、いわば先生のごこの方面における研究が最も充実していた時期に、幸い、わたくしはゼミナリストとして先生のご指導をうけることができました。

先生は「山椒のように、小粒でピリッとした本にしたい」と申しておられましたが、その出来栄えはお言葉通りであったと思います。それは先生が過去に発表された論文を単に編集するという形をとらずに、全部書きおろしの原稿を書物にされるという形式をとられたことも、先生のお人柄を偲ばせることの一つといてよいと思います。「学問は最後は人柄の問題です」と絶えずいっておられた先生のご真意は、ある程度の段階にまで誰しも努力で達することはできるけれども、それ以上の境地に達しうるかどうかはその人自身の人格にあるということにあったようです。そのお言葉をいまでも忘れることはできません。

先生の追悼論文として、わたくしに資本金計の領域のテーマが与えられています。大学院在学中に資本金計についてご薫陶をいただいたわたくしとしては、そのことがまた先生をお偲び申し上げる最もよいことのように思われます。しかし、わたくしの研究は、その後、資本金計から離れてしまっていますが、いまその目的のために、大学院時代のノートをひろげ、当時研究した内容に目を通しています。そして、当時のノートを材料に、以下、社内株の会計処理問

題について論じてみたいと思います。

Ⅰ 社内株の会計上の性格

社内株とは、一旦発行された後、購入または贈与等の方法により、消却目的あるいは再発行目的で発行会社によって再取得された株式をいうのである。わが国商法(第210条)においては、債権者の保護および株主保護の観点から、自己株式(社内株)の取得について、一部の例外を除いて、取得財源に関係なく、全面的に禁止している。しかし、アメリカの場合、かなり自由に自己株式の取得が認められている。

ところで、会計上、社内株をいかなる性格のものとして判断するかについて古くから議論のあるところである。また、社内株の性格把握が、ひいては社内株の売買差額の解釈にも影響を与える。このことについて、丹波先生は、次のように明快に論じておられる。

「自己株式の処分益——会社が自己株式を取得し、後にこれより以上の価格をもって売却するとき、その売却価格と取得原価との差額——の会計学上の性質については、これを資本剰出の増加分と考える「企業会計原則」と、収益と考える商法および税法の立場とが対立している。商法・税法は、自己株式を投資の対象たる他の有価証券と同一視し、自己株式の売買を所有有価証券の売買と区別しない。換言すれば、自己株式を資産とみ、その処分益を資産利用に基づく収益とみるものといいうる。これに対し、「企業会計原則」の立場は、詮じつめれば自己株式を資本の控除分とみ(すなわち、自己株式の取得を実質的な意味における資本の減少と解して)、その処分益をもっぱら株主持分の側から生じた取引の結果であるとみるものである。¹」

この引用文の中で、自己株式の性格とその会計処理の面での対立が明確に浮彫りにされている。すなわち、自己株式の資産性——売却益の利益性という結びつきと、自己株式の資本控除性——売却益の資本剰余金性という結びつきと

1 丹波康太郎「資本会計——資本金理論」昭和32年3月 中央経済社 36頁。

の対立として整理される。

例えば、某会社が株主Aから彼の所有株を取得し、その株式を株主Bに再発行したとしよう。株主Aの立場からは「投資過程の取り消し (reversal of the investment process)²」であり、エクィティの清算にすぎず、また、株主Bの立場から株式の再発行は、明瞭な「投資取引」である。さらに、会社の立場で考えると、株式の取得は社外株式 (outstanding shares) の実際の減少を意味し、それだけ再発行可能な株式の増加となって現われる。その意味において、社内株は、実質的に未だ発行されざる授權株式 (authorized shares) と同一の地位を有するものである。したがって、社内株の再発行取引は、資本調達取引であり、授權株式の原始発行と同一の性格のものとみることができる。ここにおいて、株式の取得取引と再発行取引は、全く別個・独立の取引であって、唯一の正しい分類の線は、(1)発行会社以外の人々によって所有せられる株式と、(2)現在社外に存しない株式——授株株式プラス贈与、償還およびその他のなんらかの手續によって会社に戻された株式——とを区別するところにある。若干古い統計であるが、ニューラヴ・ガーナー両教授の示す統計によると、社内株を資産として取扱う会社が減少しているという事実は、アメリカの会計実践が、社内株の資本控除性を是認していることの証左であるといつてよいと思う。⁴

アメリカの場合、このように、発行のために利用されうる株式は、いかなる形態によろうとも、単に「資本調達的手段」を表わすにすぎず、その意味において、未発行株 (unissued share)、贈与株 (donated stock) および購入株 (purchased stock) との間には、本質的な差異はないといつてよい。ただ、未発行株と取得

2 William A. Paton and William A. Paton, Jr., *Corporation Accounts and Statements*, New York 1955, p. 191.

3 *Ibid.*, p.p. 207 and 185.

4 George Hillis Newlove and S. Paul Garner, *Advanced Accounting*, Vol. I — Corporate Capital and Income, Boston 1951, p. 76.

	1935	1936	1937	1938	1939	1940
社内株を資産として示す会社数	218	190	171	154	132	75
社内株を資本金からの控除として示す会社数	677	618	653	663	665	804
会社数合計	891	808	824	817	797	879

株との間には、次に示すがごととき若干の法的差異がある。(1)社内株に対しては、新株引受権が適用されないこと、(2)社内株の再発行は授權株の原始発行の場合と異なり、株主の承認または取締役会の正式の決議を必要としないこと、(3)追出資を伴わざる割引発行のなしうること、がそれである。

II 社内株の会計処理をめぐる二つの立場

社内株は、もともと株式の取得および再発行の二つの取引を結びつける連結環としての使命を果たすためのものとして現われた一種の資産勘定ないし一種の未決（仮）勘定として認識されていた。しかし、社内株の取得および再発行を別個・独立の取引と考える立場をおしすすめて行けば、株式の取得は、本質的には一種の資本の払戻（実質的意味での減資）としてみなければならない。その場合、問題となるのは、社内株の適切な会計処理問題、とくに株主に対し払戻した金額をいかなる資本項目へのチャージとして扱うべきかという点にある。この問題に関しては、現在なお一義的な結論はえられておらず、非常に多様な会計処理方式が各会計専門家によって推奨されている。次に、ペイトン教授の所論を紹介的に吟味してみたい。

ペイトン・ペイトンは、彼等の著書「株式会社会計」において、社内株取得の持分問題解決のアプローチの方式として、不等価取引説 (uneven-deal approach) と等価取引説 (even-deal assumption) の二つの方法を提示している。⁵

不等価取引説によれば、取得株の帳簿価値と引退株主 (retiring shareholders) に対する支払額との差額が、引退株主によって、またはそれに対しなされた権利譲与 (concession) を表わすものであるということを意味するのであって、同様に、かかる差額が生じた場合、残存株主 (remaining shareholders) はその事情に応じて利益をえ、または不利益を蒙るということを仮定しているのである。

5 William A. Paton and William A. Paton, Jr., *ibid.*, p.p. 190-205. 当時、わたくしは uneven-deal approach を持分不均等処理説, even-deal assumption を持分均等処理説と名づけ、ゼミナールで報告したことがあるが、丹波先生がそのご著者のなかで、不等価取引説および等価取引説という名称を使用されているので、この用語法によった（丹波康太郎「資本金計」179頁）。

もっと技術的側面から説明するならば、社内株取得に伴う持分調整をエクイティ領域内部の処理によって解決せんとするものであって、例えば、取得株式の帳簿価値をこえて支払われた払戻額（すなわち社内株取得差損）は、利益剰余金チャージによって取引の完結を図らんとするものである。

これに対し、等価取引説とは、取得株に対する支払額とそれの帳簿価値との差額は、引退株主または残存株主のいずれかに対する不利益を表わすものであるとする代わりに、単に市場価値と勘定数値との偏差の尺度にすぎないとみるのであって、株式の再取得差損益は、資産価値の評価修正との関連において会計処理せんとするものである。それゆえ、残存株主および引退株主のいずれも持分上の利益または不利益を蒙るものではないとする会計思考である。

かくて、ペイトン・ペイトンは、従来において支配的見解とみることできる不等価取引説（これにもいくつかの形態がある。）を昇華せしめることによって、株主持分の均等処理に基づく等価取引説を提唱するのである。⁶

III 不等価取引説の例示

不等価取引説とは、取得した株式の帳簿価値と引退株主に対し支払われた金額との差異部分を引退株主または場合によっては残存株主のいずれかによってなされた権利譲与として処理する方法である。

例えば、ある会社の株主持分の総帳簿価値が\$150,000である場合に、全株式の10%を\$12,500で取得したとすれば、それに見合う帳簿価値\$15,000が支払額を超過する部分\$2,500は引退株主によって任意にまたは不本意になされた権利譲与と考えられうる。換言すれば、当該取引は残存株主の立場からの有利な決済と考えられうるのであって、引退株主は株式の真の価値（true worth）以下で

6 このような会計思考の萌芽形態は、ペイトンの他の書物の中にも思い出すことができる（William A. Paton, *Advanced Accounting*, New York 1941 (Eighth Printing 1954), p.p. 533-555. ; *Essentials of Accounting*, New York, Rev. Ed. 1949 (Third Printing 1955) p.p. 707-714）。これからの書物に展開された根本思考は、そのままペイトン両氏の新書に引き継がれ、さらに分析され、かつ敷衍された形として現われるに至った。もちろん、uneven-deal approach とか、even-deal assumption とかいう用語は新書のなかで最初に用いられたものである。

株式を手離すことによって、搾取されたか、あるいはあざむかれたかのいずれかであると、ペイトンは説明する。

前例において、株式を\$17,500で取得したという事実を除いて、他の状態に変わりがないとすれば、支払額が帳簿価値をこえる部分は、引退株主に対し——会社全体を通じて——残存株主によってなされた権利譲与とみるのである。換言すれば、当該取引は引退株主の立場からの有利な決済と考えられうる。すなわち、引退株主は彼の会社資産に対する公平な持分以上に持ち去ることを彼に許すことによって、残存株主を搾取したか、または引退株主はゆるさまたは寛大さの受益者になったかのいずれかである。

例1 某会社の株主持分が\$150,000であり、それは払込資本\$100,000と留保利益\$50,000からなるものとし、この点において、当該会社は社外株の10%を取得し、その所有者に\$12,500を支払った。

(借) 払込資本	10,000	(貸) 預金	12,500
留保利益	5,000	株式取得から生じた株主持分修正	2,500

ところで、問題は「株式取得から生じた株主持分修正」という特殊な貸方記入額は、払込資本部分の要素であるのか、留保利益の要素であるのかという点である。もしも払込資本部分の要素として解釈されるとするならば、引退株主は留保利益\$5,000と当初に拠出した資本\$7,500の彼の持分を企業から引出し、そして彼の拠出資本のうち\$2,500はそのまま残存株主に適用されうる資本に付加されたことを意味する。また、それが留保利益の要素として容認されるとするならば、引退株主は資本部分\$10,000の彼の持分の全額と留保利益の彼の持分の半額だけを引出し、そして残額\$2,500は社外株式に適用されうるものとして残したことを意味する。したがって、第一の方法が受け容れられるとすれば、「株式取得から生じた株主持分修正」なる科目を省略し、払込資本の借方記入額を\$7,500に引き下げることによって、また、第二の方法が許容されるならば、留保利益チャージを\$2,500だけ引き下げることによって圧縮せられるわけである。

ペイトン両氏は、その本心において、上記いずれの処理方法も否定し、後述の等価取引説を推奨するのであるが、この二者択一をせまられたとすれば、「全体として第二の方法が若干もっともらしく思われる」として、留保利益の要素として処理する方法に荷担している。

このペイトン両氏と全く対蹠的な見解をとる学者としてヴァッター教授をあげることができよう。教授はペイトンと同様に減資差損益の額の決定の基準として、帳簿価額主義をとるのであるが、その場合、「帳簿価値以下で取得された株式の消却は、留保利益を増加しえない。社内株の消却における〈ゲイン〉はく払込剰余金⁷である」と述べている。ゆえに、結果的には、留保利益の資本化という現象を招来する。したがって、帳簿価値以下での株式の消却の事実の発生するたびごとに、留保利益が資本剰余金へ振替えられることになるが、この会計処理を妥当とする根拠として「額面以下での株式の消却は、留保利益を増加すべきでない」という事実を援用的手段にしているかのごとくである。しかし、額面以下での株式の消却によって払込剰余金が設定されうるのであるから、留保利益を含む帳簿価値以下での株式の消却からも払込剰余金が設定されうると結論づけるのは若干早計の感がないではない。

例2 引退株主に対して支払われた現金額が\$17,500であるということを除いて、例1の状態を仮定するならば、残存株主によって\$2,500の権利譲与がなされたこととなり、もしもこの金額が分離されるべきであるとすれば、適当な記入は次のようになる。

(借) 払込資本	10,000	(貸) 預金	17,500
留保利益	5,000		
株式取得から生じた株主持分修正	2,500		

ここに「株式取得から生じた株主持分修正」という借方修正項目の正確な解積について再び問題が生ずる。すなわち、このチャージは資本に対する相殺であるのか、あるいは留保利益からの控除であるのかという問題である。この間

7 William J. Vatter, *Corporate Stock Equities—Part I*. In: *Handbook of Modern Accounting Theory*, edited by Morton Backer 1955, p. 377.

題解決の思惟過程は、例1におけると同様である。ペイトン両氏は、次のように述べている。すなわち「再びその解答は、いずれの処理法もなんらの顕著な長所をもつものではないが、第二の代替法が僅かに魅力的であるということである」として、留保利益からの控除方法を推奨するのである。したがって、この方法が許容されるならば、株主持分修正なる科目を省略して、留保利益に対するチャージを\$7,500とすればよい。

例3 払込資本\$100,000、欠損金\$10,000とを有する会社が、社外株の10%を\$8,000で取得したと仮定する。この場合、当該株式に係る帳簿価値は\$9,000であるから、引退株主は\$1,000の権利譲与をなしたことになり、その部分を分離した場合の適当な記入は、次のとおりである。

(借) 払込資本	10,000	(貸)欠損金	1,000
		預金	8,000
		株式取得から生じた株主持分修正	1,000

ここで再び持分修正の正確な意味について問題がある。すなわち、残存株主の払込資本部分の増加を表わすものであるか、あるいは欠損金の減少を表わすものであろうかという問題である。ペイトン両氏は、それを欠損金の減少として処理する方法が、恐らく残存株主の払込資本の増加として処理する方法よりも適当であると述べ、さらに欠損金\$9,000とともに残存資本を\$91,000と計上することは、欠損金残高\$8,000とともに\$90,000で資本を表示するよりも一層明瞭な表示ではないと結論づけている。しかし、持分修正を欠損金の減少として扱うことは、社外株の取得によって利得が実現するという立場をとることとなるという理由で反対がなされる。

例4 株主持分が資本金\$100,000と留保利益\$10,000を示し、この点において、株式の10%が\$9,000だけの支払によって取得されたとする。

(借) 払込資本	10,000	(貸)預金	9,000
留保利益	1,000	株式取得から生じた株主持分修正	2,000

持分修正額\$2,000の解釈についてであるが、これは借方側の留保利益\$1,000をこえているという点で、これまでの問題と違ったむつかしさがある。もしも

持分修正額が留保利益の性質をもつとすれば、払込資本の利益化という現象を招来することとなる。しかし、かかる解釈には問題がある。けだし、資本の払戻し行為を通じて、留保利益の増加をもたらしとする解釈を正当化しうる根拠がみい出しがたいからである。したがって、留保利益の借方記入額を超過する額は、むしろ資本修正と解されなければならない。それゆえ、持分修正額は、次のように分解される。

(借) 株式取得から生じ た株主持分修正	2,000	(貸) 払込資本	1,000
		留保利益	1,000

ペイトンは、最初に「会社全体は一团の社外株の取得によって損失または利得を実現することができるであろうか」と設問をなし、かかる問題に対しては否定的に解決されるべきであるとして、次のように述べている。

「会社の利益は、企業活動において、会社資産を利用することからもたらされるのであって、特定の株主または株主グループの権利を転換することからもたらされるものではない。もしも引退株主が^{カーゴ}横荷に対する彼の全持分を取り去ることをしないで、^{コーポレート・シツプ}会社という船舶から身をひくとするならば、この行為は船内に残留する株主の持株に
応じた所有 (pro-rata holding) を増加するのである。しかし、この航海の記録において結果として生じた利用 (すなわち利益) は存しない。つまり、利害関係者の一人の不公平な取扱は、企業がそれを通じて運営されつつあるところの制度の成果になら付加するものではない。……基本的に利益発生過程は、費用およびその他の減少によって代表されたそれに伴う資源の流出をこえて顧客からえた資産の流入によって終結する。それと対照的に、一团の社外株の取得は、資産がかかわるかぎりでの流出以外のなにものをも含むものではない。すなわち、それは利益取引 (earning transaction) ではなくして、むしろ清算取引 (liquidating transaction) である。」⁸

かかるペイトン両氏の主張は、端的にいうと、資本取引からは損益は生じないという基本的な会計原則に基づいている。

IV 等価取引の論理

不等価取引説にあっては、株式を取得した場合、その対価としての支払額と

帳簿価値とが一致する場合を除き、引退株主または残存株主のいずれかが利益をえ、または不利益を蒙るものと仮定した。このように、取得取引の条件が両当事者によって典型的に不公正ないし不公平なものとみるよりも、公正であると仮定することの方が一層合理的であるとして、ペイトンは等価取引説を推奨するに至るのである。しかし、等価取引説にあっても、永続企業の市場価格と株式の帳簿価値とが一致するとは期待しえないのであるが、この事実が直ちに「等価取引」の論証となるものではなく、単に市場評価と勘定の数値との偏差の尺度にすぎないとみるのである。そして帳簿価値と払戻額との差額は、残存株主または引退株主のいずれかの権利譲与と考えずに、エクィティ全体の評価過程を通じての黙示の資産再評価 (implied assets revaluation) の観点から処理しようとするものである。

それゆえに、信頼における会計処理を仮定し、かつ、実質的正当性に欠けている証券価格の一時的運動を無視すれば、帳簿価値をこえて社外株を消却するために支払った金額は、次の二つの要因に基づくものであるといえる。すなわち、その一つは、優れた収益力の存在を反映するところの勘定上に現われていない暖簾またはその他の無形資産の価値に基づくものであり、その二は特定の有形資産の永続企業価値が記録価値をこえる額に基づくものである。同様に、帳簿価値が支払額を超過する場合、その差額は現在および将来の利益の低水準に関連して、あるいは減価償却計上額ないしその他の費用計上額によって補償されざる特定有形資産下落に関連して十分説明されうる。

このように、等価取引説の前提として、第一に健全な会計、第二に市場評価の完全性という二つが予定されているのである。かかる仮定に基礎をおくかぎり、会社株式の市場価格と帳簿価値との差額の発生は、そのいずれかの尺度に欠陥があるということを意味するものではない。そして、社外株の取得を等価取引として記録することは、帳簿価値を市場価格と一致させるような会計処理手続の改良によってのみ達せられることとなろう。というのは、市場価格は引退株主に対して実際に支払われた現金額によって表わされるものであるから、

市場価値を改訂する可能性はなく、譲歩せねばならないのは帳簿価値であるからである。

それゆえに、市場価格が帳簿価値をこえる場合には、エクイティの再評価過程を通じての資産の上向的修正 (upward adjustment of assets) をなし、また逆に、市場価格が帳簿価値を下廻る場合には、エクイティの再評価過程を通じての資産の下向的修正 (downward adjustment) をなすことによって、等価取引の仮定が遂行されることになる。

V 資産の上向的修正による等価取引の仮定

等価取引説においては、取得した株式の市場価格に基づく支払額が帳簿価値を上廻る場合、エクイティと資産との上向的評価修正を通じて満足される。ペイトンは、評価修正の方法として、全部修正 (complete adjustment) と部分修正 (partial adjustment) との二つの方法を示唆し、結論として全部修正の方法を推奨している。

例 某会社が額面額で発行された社外株 10,000 株、計 \$100,000 と留保利益 \$50,000 を有するものとする。この点において、当該会社は一株 \$20 の市場価格で特定の株主から株式 1,000 株を取得した。市場価格基準に基づく株主持分の評価替価値総額は \$200,000 であり、帳簿価値超過分は \$50,000 である。このことは、等価取引の仮定によると、資産の記録価値が、株式の 10% の取得に対し支払われた金額によって証明された価額よりも \$50,000 低いということを意味している。この基準で勘定を修正するために、次の記入を行なう必要がある。

(借) 資産修正	50,000	(貸) 株主持分修正	50,000
----------	--------	------------	--------

この予備記入に続いて、\$20,000 の現金支出による 1,000 株の株式取得が、次のように等価取引として記録される。

(借) 払込資本	10,000	(貸) 預金	20,000
留保利益	5,000		
株主持分修正	5,000		

上に示した方法は、「全部修正」による方式を示したものである。この方法は、取得せる株式によって証明せられた市場価格に基づき、エクイティ全体の評価替修正とそれに見合う資産修正を行ない、それによって等価取引の所期の目的

を達成せんとするものである。また、ペイトンはかかる方式の代替法として、部分修正の方式を示している。この方法は、取得した株式の範囲内で株主持分および資産の評価替を行なうものである。部分修正の方式によれば、次のようになる。

(借) 資産修正 5,000 (貸) 株式持分修正 5,000

このような記入を行なうてのち、株式取得の記入が行なわれるのである。

部分修正は、資産価値の上向的修正を等価取引の仮定を果たすために必要とされる最小金額に限定するものであるから、全部修正よりも保守的なものであるかもしれないが、もしも社外株の実質の一部に対する支払額によって証明された企業の市場評価が、勘定の上での確認を正当化するに十分重要であるとするれば、かかる確認が完全であるべきであるとして、ペイトンは完全修正の方法を推奨するのである。

次に問題となるのは、「資産修正」および「株主持分修正」はいかなる性質の科目として扱われるべきかということである。ペイトンは、「上級会计学」の中で資産修正を特定資産勘定の修正として扱うことをせず、「資源に対する一般⁹的対照勘定」(blanket contra)として取扱うことを推奨するのであり、その勘定はしたがって「未決済の評価勘定」(suspense valuation account)としての性格を有するものとみている。¹⁰また、「会计学要綱」では資産修正を有形・無形の資産に配分し、かつ株主持分修正 (capital stock adjustment といっている)の残高を正式に資本化すべきことを原則的に認めながら、しかし、特定資産の価値修正が明確に把握できぬ場合、および明確に確認できるまで、資産勘定に対する対照¹¹勘定を構成するとみなす立場をとっている。さらに、「株式会社会計」では、積極的に、資産修正の内容分析と株主持分修正の性格分析を行ない、それを通じて特定の科目に分析的に処置すべきであるという態度をとり、単に対照勘定と

⁹ William A. Paton, *Advanced Accounting*, 1941, p.p. 544-545.

¹⁰ *Ibid.*, p. 546.

¹¹ William A. Paton, *Essentials of Accounting*, 1949, p.p. 710-712.

して未決済のまま放置するような方法を認めていないのである。以上の説明から、ペイトンの考え方の推移がうかがえると思う。

ペイトンは、資産修正なる科目の性格を二つの形態に分類して説明を与えている。第一に、もしも帳簿価値と市場価値との差異が主として無形資産の領域にあるという証拠があれば、適切な科目をもって無形資産勘定を設定し、かかる勘定に対し一時的賦課をなすことによって締切ることが決定されてよいとしている。他の主要な可能性は、会社の有形資産が現在の状態に照らして、それらの公正市場価値以下に表示されている場合においてである。その例として、次の場合が考えられる。

- (1) 未確認の増価。例えば、立木の成長に基づく増価、有価証券の増価が勘定に記録されていない場合。
- (2) 発見価値。オイルが所有土地から発見された場合。
- (3) 棚卸資産の低額表示。後入先出法の利用が、実質的に、カレント・コスト以下の数値を示している場合。
- (4) 減価償却、その他の控除額の過大表示。
- (5) 長期耐用資産の価額が、現在の物価で表示される価値以下の場合。

前例において資産修正額 \$50,000 が、土地 (\$20,000) および減価償却資産 (\$30,000) についての未確認の増価で説明されうるとすれば、次のような記入がなされなければならない。

(借) 土 地	20,000	(貸) 資産修正	50,000
建物および設備	30,000		

つぎに、株主持分修正の残高(\$45,000)についての問題がある。この残高は、社外に残留する株式に対し適用されうる純資産修正額部分を表わすものである。したがって、例えば、修正の基準が立木の価値増加にあるとすれば、評価資産が処分されたときに、期間損益計算に含められることを要する未実現の利得と考えられうる。また、資産修正が相当額に上り、かつ、それが長期耐用資産に適用される場合には、「新規出発」(fresh start) または「準更生」の概念が用いられる。この場合において適切な処理は、修正勘定の残高の正式の資本化を行な

うことである。

VI 資産の下向的修正による等価取引の仮定

資産の下向的修正による等価取引の仮定とは、前節における場合とは逆に、帳簿価値が市場価格に基づく支払額を超過する場合、その差額は等価取引の仮定にしたがい、エクィティおよび資産の下向的評価修正をなすことによって、引退株主または残存株主のいずれに対しても利益が与えられたものとは考えないという会計処理上の仮定である。下向的修正は、前節におけると同様、評価修正を行なう範囲によって、全部修正と部分修正との二方法がある。

例 某会社は額面で発行された社外株10,000株、計\$100,000と留保利益\$50,000とを有するものとする。この時、会社は一株\$12.50で社外株1,000株を取得した。この取引の基準として、株主持分の評価替総額は\$125,000であり、帳簿価値\$150,000よりも\$25,000低いのである。それゆえ、等価取引の仮定を果たすためには、次のような予備的記入をする必要がある。

(借) 株主持分修正	25,000	(貸) 資産修正	25,000
------------	--------	----------	--------

次に、株式の取得が、修正帳簿価値に基づいて記録される。

(借) 払込資本	10,000	(貸) 株主持分修正	2,500
留保利益	5,000	預金	12,500

この処理法は、いわゆる全部修正の方式である。これに対して、部分修正の方式もあるが、上向的修正の場合を類推適用すれば容易に理解できるので省略しておきたい。

下向的資産修正額を特定の資産勘定に配分する必要があるが、これは上向的修正の場合におけると同様に、困難な問題である。しかし、この種の修正を未決項目として無限に計上することを否定している。ただ、上向的修正と下向的修正との間の唯一の差異として、ペイトンは、会計専門家が一般に上向的修正を嫌うが、しかし、資産の評価引下げには躊躇しないという事実に求めている。

株主持分修正の残高(\$22,500)は、留保利益にチャージすることが望ましい処理法であるとペイトンは主張する。そして、留保利益は資産の上向的再評価によって増加されないけれども、発生せる資産損失を蓄積利益にチャージするこ

とを不合理としない。この推奨は、準更生の場合に有効である。

VII 等価取引説の批判的吟味

ペイトンは等価取引説が実務的重要性を有するものであるとして、次のように述べている。

「それにもかかわらず、等価取引の観点からする社内株取引の分析は、社内株にまつわる現在の誤った理解を棄て去る手段として、実質的な実務的価値を有するのであり、このことに関連して、より広い注意をうけるに値するものである。等価取引の解釈のもとに帳簿価値以上で一団の株式を取得することは、会社全体あるいは残存株主のいずれに対しても、決して損失ではないことが明瞭となる。その代り、取得株式の帳簿価値をこえて支払った金額は、単に未記帳あるいは低額評価の資産に基づく引退株主持分の公正な価格に過ぎないのである。同様に、この解釈は帳簿価値以下で一団の株式の取得が会社に対してもまたはその残存株主に対しても利得を生ずるがごとき取引ではないということを明瞭ならしめるものである。その代り、帳簿価値が支払額を超過した部分は、単に会社資産価値における未記帳の下落に対する引退株主持分の尺度にすぎないのである。この最後の点は、特別の重要性がある。ある方面では、帳簿価値以下での株式の取得が、確認しうるゲンインを生ずるということを主張する根強い傾向がある。そして、この見解の愚さが等価取引の分析によって十分論証せられる。すなわち、未記簿の損失の存在は、たしかに所得確認のための健全な基礎でない。」¹²

ペイトンは、社内株取引によって損益は生じないという思考をおしすすめて行った結果、社内株の買入に基づく差損益の原因は、実は借方側との関連において考慮されるべきものであって、残存株主または引退株主の記録されたエクィティの不均等処理によって遂行されるべきではないという、等価取引の仮定に達着したのであった。すなわち、市場価格によって証明せられた金額での支払は、資産価値修正に基づく株主持分のあるべき公正な価格にすぎないのであって、そのような仮定のもとでは、社内株取得の取引からなんらの利得あるいは損失は生じないとする。かかる会計思考は、理念的にそれ自体ユニークな側

12 W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *ibid.*, p.p. 203-204.

面を有する優れた見解とみることができる。しかしながら、さらに詳細に観察してみると、必ずしも賛意を表し難い面がある。

第一に、ペイトンの方法論の内在的批判である。等価取引説は、エクィティを通じこの借方側の評価替たる点に特徴を有するのであるが、エクィティ評価増を誘導せる、その背後にひそむ動因には異質的な動因、すなわち、(1)貨幣価値変動に基づく資源の名目的価値増加、(2)新資源などの発見に基づく資産価値自体の実質的価値増加、および(3)暖簾その他無形資産価値に基づくファクター等、それらがそれぞれ分離されるべきであり、その動因のいかんにより、それに見合う持分修正額を未実現の利得とするか、あるいは正式の資本化をなすかしなければならない。このような分析的処理をなすことは、現実的には、非常に困難を伴うことが予想されるばかりでなく、もしかりに帳簿価値を上廻る市場価格部分の原因となるべきいくつかの対象を見出しえたとしても、それらの対象間にいくばくかの金額を配分することが合理的であるか、その適切な基準を決定し難いうらみがある。しいてかかる処理を遂行するならば、制度会計の根本原理たる原価の基準の改訂を余儀なくされ、却って、制度会計の客観性を阻害する結果とならざるをえないのではあるまいか。

第二は、実務的観点からする批判である。すなわち、社内株取引が頻繁に生ずる場合、そのつど資産側との関連において評価修正を行なうことは、却って煩雑となり、その実益を減少せしめる。

第三は、株式の市場価格の信頼性についてである。ペイトンは市場価格によって証明せられた支出額を帳簿価値のあるべき姿とみるのであるが、現実には、市場価格は必ずしも正しい企業評価の所産であるとは考えられない多くの諸要因の集成の結果である点は留意すべきである。

第四は、ペイトン自から認めていることであるが、取得された株式数が社外株総数に比して非常に小さい場合であって、その支払額が企業全体の評価に確信ある基準を与えないであろうならば、等価取引の仮定を強力に主張しえない。

第五に、重要なことはペイトンの準更生の思考方法についてである。ペイトンの示す等価取引の仮定は、帳簿価値と市場価格によって証明せられた支出額との差額が、主として長期耐用資産に向けられるときは、いわゆる新規出発ないし準更生の思考が用いられるとしている。この意味での準更生は、資産の上向的修正と下向的修正との方向を異にする二つの概念を統一するカテゴリーとして認識されている点である。かかる認識の仕方は、とくに1930年代に通常の会計実務として利用された準更生の概念よりも広義に理解されている。それはともあれ、準更生は会計的に改訂された新しい計算基準に基づいて会社を新出¹³発せしめることであり、パールソン氏の指摘のあるように、異常な状態においてのみ財務的見地から認められるものであるから、たびたび繰り返して行なわれるべきものではない。とくに、上向的準更生の要件として「価値変動が恒久的である」場合に限定さるべきものであって、この点、ペイトンが社内株の取得のたびごとに準更生的な資産修正を行なわんとする態度には賛し難い。

丹波康太郎先生は、ペイトンの等価取引説に対しては批判的であり、¹⁴ だからといって不等価取引説にみられる帳簿価額基準を支持されるわけでもない。先生は、「払込価額基準を採って、そのもとで算定される減資差益を払込剰余金とみる見方が妥当である¹⁵と考える」とされ、かかる思考に基づき、発行持分説を明快に展開されたのである。

13 Hary Burleson, Quasi-Reorganization, *Accounting Review*, January 1953.

14 丹波康太郎 前掲書 184～187頁。

15 前掲書 147頁。